

清瀬市市民活動未来ビジョン検討会設置要領

（目的）

第1条 清瀬市の市民活動センターのあるべき姿や、地域における市民活動のあり方などを検討するため、市民活動未来ビジョン検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、前条に定める事項について検討を行い、その結果を市長へ報告する。検討内容は次の各号に掲げる事項とする。

- （1） 清瀬市の市民活動のあり方に関する事。
- （2） 清瀬市民活動センターの運営方針に関する事。
- （3） その他市長が必要と認める事。

（組織）

第3条 検討会は、8人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 公募による市民
- （3） 有識者等その他市長が必要と認める者

3 検討会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により定める。

4 会長は、検討会を代表して会務を総括する。

5 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議に会長が必要と認めるときは、委員以外の者を招集して意見等を聴き又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

4 会議は原則、公開とする。

5 オンライン会議システムにより会議に参加した委員は、会議に出席したものとみなす。

（傍聴）

第6条 傍聴に関する事項は「清瀬市市民活動未来ビジョン検討会傍聴規程」により定めるものとする。

（守秘義務）

第7条 委員は、検討会において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、市が公表した情報については、この限りでない。

（庶務）

第8条 検討会の庶務は、地域振興部市民協働課において処理する。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。